

大手事業会社がベンチャー企業との事業シナジーを最大化するための ベンチャー企業とのアライアンスにおける法務・契約上の留意点

オープン・イノベーションを加速させ、大手事業会社とベンチャー企業のアライアンスを進化させるために必要な“法務・知的財産・契約”上の留意点を、2017年5月18日に公表された経済産業省の手引きを参照しながら解説します。

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

日時▶ 2018年 7月30日(月) 14:00~17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

《開催にあたって》

近年、顧客ニーズの多様化、製品ライフサイクルの短縮化、グローバル化などによる構造の変化にスピーディに対応するための効果的な経営戦略として、ベンチャー企業とのアライアンスが拡大しています。その目的としては、優れたノウハウや技術を有するベンチャー企業の人材、技術を積極的に活用することによるオープン・イノベーションや、優れた製品・技術を持ちながら生産・販売資源に乏しいベンチャー企業に自社のリソースを提供することにより、双方にとっての大きな事業シナジーを生み出すことが期待されています。このような拡大し続けるベンチャー企業との連携に際して、法務・契約の面からどのような点に留意すべきかを解説します。

講師 GVA法律事務所
弁護士 戸田 一成氏

講師 GVA法律事務所
弁護士 田村 和之氏

講師紹介
2001年成城大学法学部卒業。2009年早稲田大学大学院法務研究科修了。2010年弁護士登録。法律事務所、特許庁、自動車メーカーを経て、2016年GVA法律事務所入所。【近時の寄稿】「加速するオープン・イノベーションの流れ 研究開発型ベンチャー企業と連携する際の法的ポイント」旬刊経理情報(2017年10月20日号)、iTech法務の新潮流 第4回Auto Techビジネス法務(2018年6月号)。

講師紹介
2009年日本大学法学部卒業。2013年明治大学法科大学院修了。2016年弁護士登録。法律事務所勤務を経て、2018年GVA法律事務所入所。

《申込方法》 当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) から申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 34,560円(本体価格 32,000円) 一般 37,800円(本体価格 35,000円)

《事業コード: 181620-0303》		ベンチャー企業とのアライアンスにおける法務・契約上の留意点	
ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間~10日前まで)に受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail: tamiaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

.....プログラム.....

1 アライアンス戦略

- (1) アライアンスの目的と効果
- (2) 様々なアライアンス手法と選択基準
- (3) 事業会社とベンチャー企業のアライアンス

2 共同研究開発

- (1) 共同研究開発契約の概要
- (2) 研究成果、知的財産権の取扱い
- (3) 特許権の共有
- (4) 産学連携

3 技術提携

- (1) ライセンス契約の概要
- (2) ライセンスの対象
- (3) 実施料の定め方
- (4) 権利侵害に対する対応

4 生産提携

- (1) OEM契約の概要
- (2) 最低購入保証
- (3) 瑕疵担保責任、製造物責任
- (4) 商標に関する取決め

5 販売提携

- (1) 販売代理店契約の概要
- (2) 販売店方式と代理店方式
- (3) 流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針
- (4) アフターサービス

6 資本業務提携

- (1) 合弁契約の概要
- (2) ガバナンス
- (3) 利益の分配方法
- (4) 従業員の確保、費用負担

7 まとめ、質疑応答

8 共同研究開発契約書サンプル

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで
2種類のセミナーをご案内しております。